

広島県告示第三百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

一 施行者の名称

呉市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・九一八号横路四丁目白石線及び三・二・九〇三号本通
仁方線

三 事業施行期間

令和八年三月三十日から令和十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県呉市広白石一丁目、広白石二丁目、広白石三丁目及び広白石四丁目地内

使用の部分

なし